

業務及び財産の状況に関する説明書

【2023年3月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

株式会社マネーパートナーズ

I 金融商品取引業者の概況及び組織に関する事項

1. 商号

株式会社マネーパートナーズ

2. 登録年月日及び登録番号

(1) 登録年月日

2008年9月10日

(2) 登録番号

関東財務局長(金商)第2028号

3. 沿革及び経営の組織

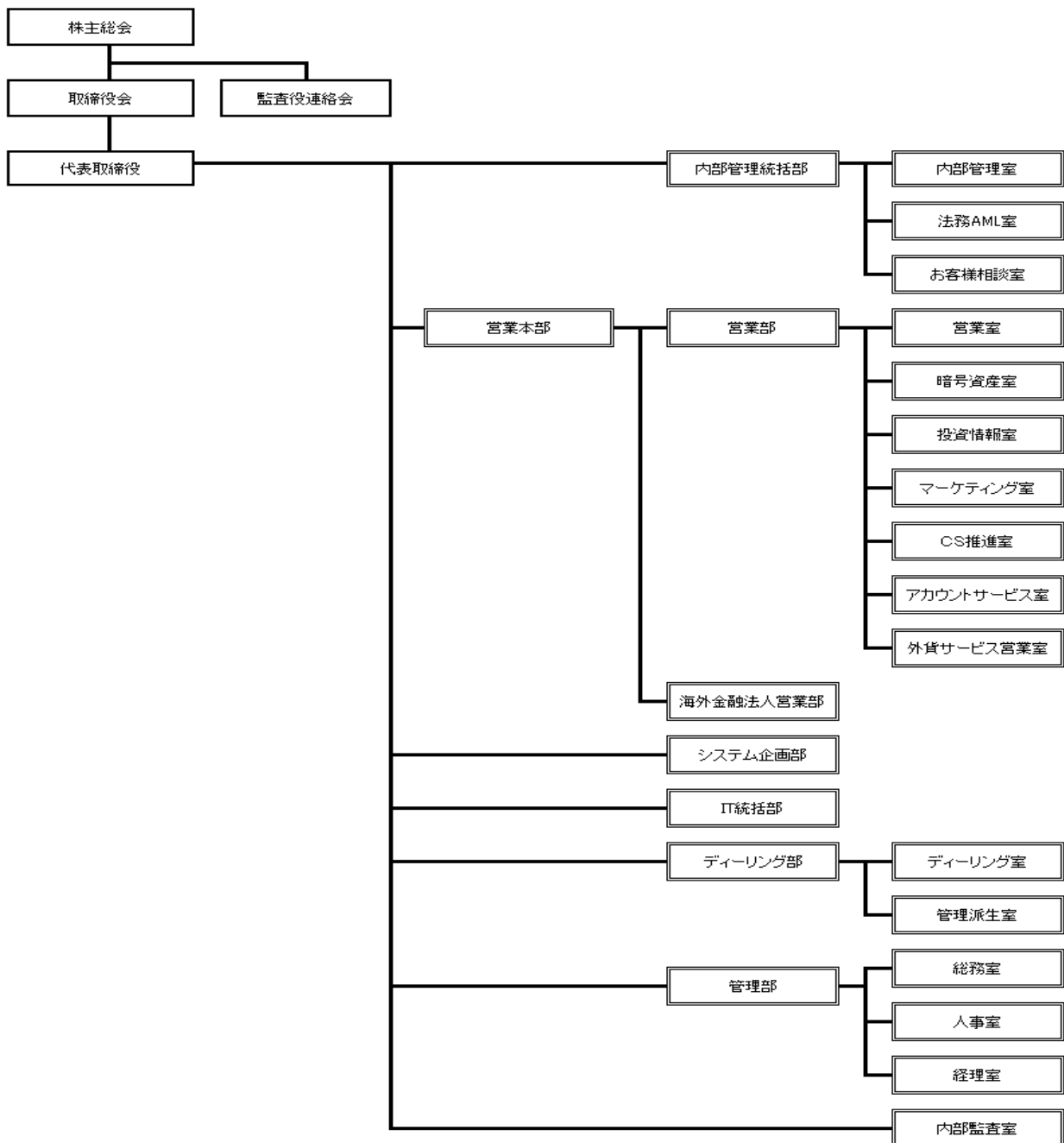
(1) 沿革

年 月	沿 革
2008年5月	マネーパートナーズ分割準備株式会社設立
9月	金融商品取引業者登録(登録番号:関東財務局長(金商)第2028号)
10月	吸収分割の方法により、金融商品取引業等に関する全事業を株式会社マネーパートナーズ(10月1日付をもって商号を株式会社マネーパートナーズグループに変更)から承継し、商号をマネーパートナーズ分割準備株式会社から株式会社マネーパートナーズに変更
2009年6月	第二種金融商品取引業の追加登録
7月	大阪取引所に開設された取引所外国為替取引市場(愛称:大証FX)においてマーケットメイカーとしての業務を開始
2010年7月	有価証券の新規買付取扱い開始
2011年1月	商品先物取引業の許可を受ける
3月	外貨の成田受取サービス開始
8月	CFD-metals取引開始
2012年3月	外貨両替・受取サービスに「英ポンド」「スイスフラン」の2通貨を追加
7月	外貨両替・受取サービス、関西国際空港にてサービス開始
2013年7月	外貨両替・受取サービス、羽田空港及び中部国際空港(セントレア)にてサービス開始
2014年4月	新サービス「かんたんトレナビ」開始
6月	新サービス「外貨引受サービス」開始
6月	外貨両替・受取サービスに「韓国ウォン」追加
9月	海外専用のトラベルプリペイドカード「マネパカード」開始
10月	大阪取引所の取引所外国為替取引市場(愛称:大証FX)の休止に伴いマーケットメイカーとしての業務を終了
11月	第二種金融商品取引業の廃止
2015年3月	外貨両替・受取サービスに「中国元」追加
4月	スワップポイントのみの受取サービスを開始
2016年1月	ホームページにビットコインの参考レートの表示を追加
3月	大和ネクスト銀行との提携カード「DAIWA SMART DEPOSIT」の提供を開始
5月	マネパカードの国内利用サービス開始
12月	本社移転
2017年4月	株式会社日本旅行との提携カード「日本旅行マネパカード」開始
9月	暗号資産交換業の登録
2018年6月	Peach Aviation 株式会社との提携カード「Peach Manepa Card」開始
11月	マネパカードの入金方法に『コンビニ予約入金』追加
2019年4月	マネパカードに新機能『おまかせチャージ おまかせ両替』追加

2020年 1月	スマートフォンアプリ「HyperSpeed Touch/nano」に一括決済注文及び全決済注文の利用設定とスワップポイント照会画面を追加
9月	パートナーズFXへ新通貨ペア「米ドル/カナダドル」「米ドル/南アフリカランド」「米ドル/トルコリラ」「米ドル/メキシコペソ」を追加
11月	福島秀治が代表取締役役に就任 法人口座のレバレッジ（証拠金ルール）を改定
2021年12月	暗号資産CFD取引開始
2022年10月	パートナーズFXへ新通貨ペア「人民元/円」「米ドル/人民元」「イスラエルシェケル/円」「ノルウェークローネ/円」を追加
2023年 1月	商品先物取引業の許可更新
3月	パートナーズFXとパートナーズFXnanoを集約したスマートフォン用『FX取引アプリ』をリリース

(2) 経営の組織 (2023年3月31日現在)

【組織図】



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合（2023 年 3 月 31 日現在）

	氏名又は名称	保有株式数 (株)	割合 (%)
1	株式会社マネーパートナーズグループ	62,000	100.00

5. 役員の氏名（2023 年 3 月 31 日現在）

役職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	福島 秀治	有	常勤
常務取締役内部管理統括責任者	佐藤 直広	無	常勤
常務取締役 C I O	上山 文利	無	常勤
取 締 役	梶川 理恵	無	常勤
取 締 役	李 鍾官	無	常勤
取 締 役 C F O	宇留野 真澄	無	常勤
取 締 役	富田 政志	無	常勤
監 査 役	百瀬 茂	無	常勤
監 査 役	川東 憲治	無	非常勤
監 査 役	松本 英昭	無	非常勤

(注) 監査役川東憲治氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

6. 政令で定める使用人の氏名（2023 年 3 月 31 日現在）

金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名

氏 名	役 職 名
佐藤 直広	内部管理統括部長

7. 業務の種別

金融商品取引業

第一種金融商品取引業

- ・金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務
- ・金融商品取引法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務
-店頭外国為替証拠金取引、暗号等資産店頭デリバティブ取引
- ・金融商品取引法第28条第1項第5号に掲げる行為に係る業務

金融商品取引業付随業務

外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理、その他これに付随する業務

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

本社事務所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー33階

9. 他に行っている事業の種類

商品先物取引業

資金移動業

他の事業者の業務に関する広告又は宣伝

暗号資産交換業

(注)2017年9月29日付で暗号資産交換業の登録をしておりますが、業務は開始しておりません。

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

(1) 第一種金融商品取引業務

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）との間で
第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

(2) 特定投資助言・代理業務

該当事項はありません。

(3) 投資運用業

該当事項はありません。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

(1) 加入する金融商品取引業協会

日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人日本暗号資産取引業協会

(2) 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

該当事項はありません。

12. 会員等又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当事項はありません。

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

II 金融商品取引業者の業務の状況に関する事項

1. 直近の事業年度における業務の概要

当事業年度における我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、景気は足元一部に弱さがみられるものの持ち直しの動きが継続しました。しかし、ウクライナ情勢の緊迫化、物価上昇や供給面での制約等による下振れリスクを注視する必要があり、先行きが不透明な状況が続いています。

外国為替市場において、1ドル=121円台後半（期中安値）で取引が始まった米ドル/円相場は、ロシアのウクライナ侵攻が続く中、米国の金利先高感や日本のゼロ金利政策を背景に上昇基調で推移し、7月14日には一時139円台半ばまで上昇、約24年ぶりの高値更新となりました。その後は高値更新の達成感から米ドル買いが一巡し、米ドルは下落基調での推移となり、8月2日に一時130円台半ばまで下落しました。しかし、その後FRBの積極的な金融引き締めを背景に再び上昇基調で推移し、9月22日の日銀の金融緩和維持の決定を受け、ドル買い・円売りが加速し、米ドルは1998年8月以来24年ぶりの高値となる一時145円台後半まで上昇しました。しかし、直後に政府・日銀が24年ぶりとなるドル売り・円買い介入を実施したことから、米ドルは一時140円台前半まで急落しました。その後は再び上昇基調で推移し、10月21日には米ドルが約32年ぶりの高値となる一時152円台目前（期中高値）まで急伸するも、政府・日銀のドル売り・円買い介入により一時146円台前半まで急落しました。11月に入ると米国の利上げペース減速観測が広がり、10月までの急激なドル高・円安が反転し下落基調での推移となりました。12月20日には日銀のYCCの許容幅拡大を受けて、米ドルは一時130円台半ばまで下落、翌2023年1月16日には一時127円台前半まで下落しました。その後は米国の金融引き締めの長期化が意識され上昇に転じ3月8日には137円台後半まで値を戻しましたが、期末にかけて米銀の相次ぐ破綻や欧州大手銀行の株価急落による金融システム不安の高まりから米ドルが売られ132円台後半で期末を迎えました。

また、米ドル/円以外の主要な取扱通貨である欧州・オセアニア通貨については、米ドル/円同様に値動きの大きい展開となり、円に対してユーロ及びポンドは10月に、豪ドルは9月にそれぞれ高値を付けた後、下落に転じました。その後は、各通貨まちまちの動きとなり、期末にかけては米ドル/円と同様に金融システム不安を背景に値動きの大きい展開となりました。

なお、外国為替相場の変動率は、2022年2月下旬のロシアのウクライナ侵攻以降、総じて高い水準が続いています。

このような状況の中、当社グループは、海外渡航需要の蒸発によるマネパカードの利用減少等一部サービスにコロナ禍による影響を受けながらも、時差出勤・在宅勤務の推奨、飛沫防止パネルの設置などオフィス内の環境整備等による感染症拡大防止策を講じ、従業員の安全を最優先としたうえで、お客様のニーズに応えるべく様々な施策を実施してまいりました。

主力サービスであるFXについては、スプレッドの縮小を更に推し進めるとともに、2022年10月に「人民元/円」、「米ドル/人民元」、「ノルウェークローネ/円」に加え、日本唯一となる「イスラエルシェケル/円」の計4通貨ペアを追加し、お客様の取引の幅を広げたことや充実したキャッシュバックキャンペーン等により、お客様の取引拡大を図りました。また、新規のお客様の獲得のためのWeb広告強化や口座開設キャンペーンの拡充を図り、著名講師によるWebセミナーの実施などSNSによる新規集客にも取り組みました。このほか、2023年3月にはスマートフォン用FX取引アプリをリニューアルし、お客様の利便性や取引環境の向上を図りました。

スプレッドの縮小施策については、2021年5月よりパートナーズFXnanoの「米ドル/円」にお

いて時間限定・数量限定でスプレッド0.0銭（売買同値）の提示を開始し、現在では「米ドル／円」のほか、「ユーロ／円」、「豪ドル／円」など主要5通貨ペアで当社所定の数量まで原則24時間スプレッド0.0銭（売買同値）の提示を標準化いたしました。こちらは業界初の取組となります。

このほか、パートナーズFXでは「米ドル／円」0.2銭をはじめ、17通貨ペアで業界最狭水準のスプレッドの提示を続行しております。

マネパカード事業については、2014年9月の事業開始以来、8年以上にわたり本事業の収益基盤を確立すべく企業努力を重ねてまいりました。しかしながら、昨今のコロナ禍の影響により本事業の主要顧客となる海外旅行者が著しく減少し収益の悪化要因となるなか、今後一層のセキュリティ強化にかかるシステム改修などに要するコストの増加が見込まれております。このような状況を総合的に勘案し、2023年3月31日開催の取締役会において、将来的にも本事業にかかる業績の改善を図ることは困難であると判断し、本事業から2023年9月29日（予定）をもって撤退することを決定いたしました。

これらの結果、当事業年度の外国為替取引高は14,237億通貨単位（前期比39.8%増）となりました。また、当事業年度末の顧客口座数は359,637口座（前期末比11,646口座増）、顧客預り証拠金は51,650百万円（同6.2%減）、有価証券による預り資産額は11,248百万円（同1.0%増）となりました。

当事業年度の営業収益は、外国為替取引高が38.9%増加したことによりトレーディング損益が508百万円増加（前期比10.0%増）、金融収益が24百万円増加（同597.8%増）、F系利用料の増加により受入手数料が4百万円増加（同8.5%増）したこと等により5,653百万円（同10.5%増）となりました。損益については、金融費用が3百万円増加（同2.0%増）、販売費・一般管理費が277百万円増加（同6.6%増）となったことから、営業利益は1,023百万円（同33.3%増）、経常利益は1,046百万円（同32.9%増）となりました。当期純利益は、マネパカード事業からの撤退に伴う費用の一部として、事業撤退損失引当金繰入額108百万円及び当該事業に係るソフトウェア等の減損損失46百万円、合計154百万円を特別損失に計上したこと等から、613百万円（同15.5%増）となりました。

2. 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
資本金	3,100	3,100	3,100
発行済株式数	62,000株	62,000株	62,000株
営業収益	4,314	5,116	5,653
受入手数料	52	51	56
委託手数料	4	6	3
その他の受入手数料	48	44	52
トレーディング損益	4,254	5,061	5,569
その他のトレーディング損益	4,254	5,061	5,569
金融収益	6	4	28
純営業収益	4,107	4,963	5,496
経常利益	248	787	1,046
当期純利益	79	531	613

(2) 有価証券の売買の状況

(単位：百万円)

区 分	2021年3月期	2022年3月期	2022年3月期
委 託	6,206	7,546	4,223
自 己	—	—	—
計	6,206	7,546	4,223

(3) その他業務の状況

店頭商品デリバティブ取引の営業収益につきましては、重要性が乏しいことから外国為替証拠金取引に含めて「その他のトレーディング損益」に記載しております。

(4) 自己資本規制比率

(単位：百万円)

		2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
基本的項目 (A)		10,330	10,615	10,809
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等	—	—	—
	金融商品取引責任準備金等	0	0	0
	一般貸倒引当金	—	—	—
	長期劣後債務	—	—	—
	短期劣後債務	—	—	—
	計 (B)	0	0	0
控除資産 (C)		2,785	2,645	2,280
固定化されていない自己資本(A)+(B)-(C) (D)		7,545	7,971	8,529
リスク相当額	市場リスク相当額	17	15	12
	取引先リスク相当額	177	187	165
	基礎的リスク相当額	868	964	1,020
	暗号等資産等による控除額	—	—	—
	計 (E)	1,063	1,167	1,198
自己資本規制比率 (D)/(E)×100		709.5%	682.8%	711.8%

(5) 使用人及び外務員の総数

使用人	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
総数	60名	58名	56名
うち外務員	28名	32名	30名

Ⅲ 金融商品取引業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第 1 4 期 (2022年 3 月31日)	第 1 5 期 (2023年 3 月31日)
	金 額	金 額
(資 産 の 部)		
流 動 資 産	75,474	69,376
現 金 ・ 預 金	7,163	7,826
預 託 金	49,215	42,511
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	10,445	12,048
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	10,445	12,048
約 定 見 返 勘 定	222	886
短 期 差 入 保 証 金	6,794	4,293
前 払 費 用	91	57
未 収 入 金	255	130
未 収 収 益	1,056	1,351
そ の 他 の 流 動 資 産	267	289
貸 倒 引 当 金	△39	△17
固 定 資 産	1,738	1,465
有 形 固 定 資 産	298	167
建 物	0	0
器 具 ・ 備 品	40	32
リ ー ス 資 産 (有 形)	258	134
無 形 固 定 資 産	962	872
ソ フ ト ウ ェ ア	521	455
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	89	215
リ ー ス 資 産 (無 形)	351	201
投 資 そ の 他 の 資 産	477	425
出 資 金	2	2
長 期 差 入 保 証 金	115	115
長 期 前 払 費 用	211	142
繰 延 税 金 資 産	141	159
そ の 他	6	6
資 産 合 計	77,213	70,842

(単位：百万円)

科 目	第 14 期 (2022年3月31日)	第 15 期 (2023年3月31日)
	金 額	金 額
(負 債 の 部)		
流 動 負 債	66,216	59,636
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	2,123	1,641
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	2,123	1,641
約 定 見 返 勘 定	723	0
預 り 金	1,834	2,417
受 入 保 証 金	55,068	51,650
短 期 借 入 金	4,100	1,800
リ ー ス 債 務	297	184
前 受 収 益	5	5
未 払 金	395	280
未 払 費 用	1,567	1,444
未 払 法 人 税 等	74	79
賞 与 引 当 金	25	25
事 業 撤 退 損 失 引 当 金	-	108
固 定 負 債	258	97
リ ー ス 債 務	240	69
役 員 株 式 給 付 引 当 金	17	28
特 別 法 上 の 準 備 金	0	0
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	0	0
負 債 合 計	66,474	59,735
(純 資 産 の 部)		
株 主 資 本	10,738	11,106
資 本 金	3,100	3,100
利 益 剰 余 金	7,638	8,006
利 益 準 備 金	447	471
そ の 他 利 益 剰 余 金	7,191	7,535
繰 越 利 益 剰 余 金	7,191	7,535
純 資 産 合 計	10,738	11,106
負 債 ・ 純 資 産 合 計	77,213	70,842

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第 14 期 (2021年4月 1日から 2022年3月 31日まで)		第 15 期 (2022年4月 1日から 2023年3月 31日まで)	
	金 額		金 額	
営 業 収 益		5,116		5,653
受 入 手 数 料	51		56	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	5,061		5,569	
金 融 収 益	4		28	
金 融 費 用		153		156
純 営 業 収 益		4,963		5,496
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		4,195		4,473
取 引 関 係 費	1,109		1,135	
人 件 費	525		530	
不 動 産 関 係 費	546		678	
事 務 費	1,354		1,499	
減 価 償 却 費	557		504	
租 税 公 課	92		95	
そ の 他	8		29	
営 業 利 益		767		1,023
営 業 外 収 益		76		79
営 業 外 費 用		56		56
経 常 利 益		787		1,046
特 別 損 失		10		154
減 損 損 失	-		46	
事業撤退損失引当金繰入額	-		108	
センター移設費用	10		-	
金融商品取引責任準備金繰入れ	0		-	
税 引 前 当 期 純 利 益		776		891
法人税、住民税及び事業税	251		295	
法 人 税 等 調 整 額	△5	245	△17	278
当 期 純 利 益		531		613

(3) 株主資本等変動計算書

第14期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金				
当期首残高	3,100	434	6,795	7,230	10,330	10,330
当期変動額						
剰余金の配当		12	△135	△122	△122	△122
当期純利益			531	531	531	531
当期変動額合計	—	12	396	408	408	408
当期末残高	3,100	447	7,191	7,638	10,738	10,738

第15期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金				
当期首残高	3,100	447	7,191	7,638	10,738	10,738
当期変動額						
剰余金の配当		24	△270	△245	△245	△245
当期純利益			613	613	613	613
当期変動額合計	—	24	343	368	368	368
当期末残高	3,100	471	7,535	8,006	11,106	11,106

(4) 注記事項

第 14 期 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)	第 15 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)
<p>当社の計算書類は、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)並びに同規則第 118 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。</p> <p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブの評価基準及び評価方法 デリバティブ 時価法を採用しております。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、建物及び建物附属設備については定額法)を採用しております。</p> <p>②無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。</p> <p>③リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。</p>	<p>当社の計算書類は、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)並びに同規則第 118 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。</p> <p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>②無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>③リース資産 同左</p> <p>(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③事業撤退損失引当金 事業撤退に伴い発生する将来の損失に備えるため、合理的に見積り可能な損失について、損失見込額を計上しております。</p>

<p style="text-align: center;">第 14 期 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)</p>	<p style="text-align: center;">第 15 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)</p>
<p>③役員株式給付引当金</p> <p>株式交付規程に基づき当社の取締役への親会社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。</p> <p>④金融商品取引責任準備金</p> <p>有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した金額を計上しております。</p>	<p>④役員株式給付引当金</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>⑤金融商品取引責任準備金</p> <p style="text-align: right;">同左</p>
<p>(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>②連結納税制度の適用</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p> <p>③顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益勘定に計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定（資産）に、評価損相当額をトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定（負債）にそれぞれ計上しております。</p> <p>また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託（顧客区分管理信託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は貸借対照表上の預託金勘定に計上し、収益は金融収益勘定に計上した上で事業年度末において未収のものは貸借対照表上の未収収益勘定に計上しております。</p>	<p>(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益勘定に計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定（資産）に、評価損相当額をトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定（負債）にそれぞれ計上しております。</p> <p>また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託（顧客区分管理信託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は貸借対照表上の預託金勘定に計上し、収益は金融収益勘定に計上した上で事業年度末において未収のものは貸借対照表上の未収収益勘定に計上しております。</p> <p>②カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益勘定に計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする</p>

<p style="text-align: center;">第 14 期 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)</p>	<p style="text-align: center;">第 15 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)</p>
<p>④カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益勘定に計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらをカウンターパーティ毎に合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定に計上しております。</p> <p>また、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引は毎営業日ロールオーバー（ポジションの決済及びポジションの持ち越しのための新規建て直し）されておりますので、評価損益は実質的には当事業年度末におけるロールオーバーによる新規建値と直物為替相場との差額をもって算定しております。</p> <p>⑤約定見返勘定の相殺処理</p> <p>約定見返勘定は、相手先別に借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。</p> <p>⑥連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用</p> <p>当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日）第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p> <p>なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度</p>	<p>全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらをカウンターパーティ毎に合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定に計上しております。</p> <p>また、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引は毎営業日ロールオーバー（ポジションの決済及びポジションの持ち越しのための新規建て直し）されておりますので、評価損益は実質的には当事業年度末におけるロールオーバーによる新規建値と直物為替相場との差額をもって算定しております。</p> <p>③約定見返勘定の相殺処理</p> <p>約定見返勘定は、相手先別に借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。</p> <p>④グループ通算制度の適用</p> <p>グループ通算制度を適用しております。</p>

<p style="text-align: center;">第 14 期 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)</p>	<p style="text-align: center;">第 15 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)</p>
<p>を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)を適用する予定であります。</p> <p>2. 会計方針の変更に関する注記</p> <p style="padding-left: 2em;">時価の算定に関する会計基準等の適用</p> <p style="padding-left: 2em;">「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類に与える影響はありません。</p> <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <p>3. 貸借対照表に関する注記</p> <p>(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p style="padding-left: 2em;">当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾契約に基づく極度額を 7,100 百万円とする債務保証に対する担保として、現金・預金(定期預金)1,775 百万円を差し入れております。当期末におけるこの担保に係る被保証債務残高はありません。この他、同契約に基づき、顧客区分管理信託契約に係る信託受益権に対し当該金融機関を質権者とする質権を設定しております。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、支払承諾契約とは別に金融機関と顧客区分管理信</p>	<hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <p>2. 追加情報</p> <p style="padding-left: 2em;">当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日。以下「実務対応報告第 42 号」という。)に従っております。また、実務対応報告第 42 号第 32 項(1)に基づき、実務対応報告第 42 号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。</p> <p>3. 貸借対照表に関する注記</p> <p>(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p style="padding-left: 2em;">当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾契約に基づく極度額を 8,700 百万円とする債務保証に対する担保として、現金・預金(定期預金)2,175 百万円を差し入れております。当期末におけるこの担保に係る被保証債務残高はありません。この他、同契約に基づき、顧客区分管理信託契約に係る信託受益権に対し当該金融機関を質権者とする質権を設定しております。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、支払承諾契約とは別に金融機関と顧客区分管理信</p>

第 14 期 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)	第 15 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)												
<p>託契約に係る信託受益権に対し質権を設定する当座貸越契約（借入極度額 2,000 百万円）を締結しております。なお、借入残高はありません。</p>	<p>託契約に係る信託受益権に対し質権を設定する当座貸越契約（借入極度額 2,000 百万円）を締結しております。なお、借入残高はありません。</p>												
<p>(2) 有形固定資産の減価償却累計額 982 百万円</p>	<p>(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,113 百万円</p>												
<p>(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）</p> <p> 短期金銭債権 0 百万円</p> <p> 短期金銭債務 2,121 百万円</p>	<p>(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）</p> <p> 短期金銭債権 1 百万円</p> <p> 短期金銭債務 1,991 百万円</p>												
<p>(4) 差入を受けている有価証券の時価は次のとおりであります。</p> <p> 差入を受けている有価証券</p> <p> 受入保証金代用有価証券 10,794 百万円</p>	<p>(4) 差入を受けている有価証券の時価は次のとおりであります。</p> <p> 差入を受けている有価証券</p> <p> 受入保証金代用有価証券 10,897 百万円</p>												
<p>(5) 特別法上の準備金及び計上を規定した法令の条項</p> <p> 金融商品取引責任準備金 0 百万円</p> <p> 金融商品取引法第 46 条の 5 及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条</p>	<p>(5) 特別法上の準備金及び計上を規定した法令の条項</p> <p> 金融商品取引責任準備金 0 百万円</p> <p> 金融商品取引法第 46 条の 5 及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条</p>												
<p>4. 損益計算書に関する注記</p> <p> 関係会社との取引高</p> <p> 営業取引による取引高</p> <p> 営業費用 479 百万円</p> <p> 営業取引以外の取引による取引高 39 百万円</p>	<p>4. 損益計算書に関する注記</p> <p>(1) 関係会社との取引高</p> <p> 営業取引による取引高</p> <p> 営業費用 631 百万円</p> <p> 営業取引以外の取引による取引高 38 百万円</p> <p>(2) 減損損失</p> <p> 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p> ①減損損失を認識した主な資産グループの概要及び減損損失の金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">減損損失の金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">株式会社マネーパートナーズ本社(東京都港区)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">マネパカード 関連システム</td> <td style="text-align: center;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">33</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長期前払費用</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">46</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失の金額 (百万円)	株式会社マネーパートナーズ本社(東京都港区)	マネパカード 関連システム	ソフトウェア	33	長期前払費用	12	合計	46
場所	用途	種類	減損損失の金額 (百万円)										
株式会社マネーパートナーズ本社(東京都港区)	マネパカード 関連システム	ソフトウェア	33										
		長期前払費用	12										
		合計	46										

第 14 期

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

第 15 期

(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)

②資産のグルーピングの方法

当社は、「投資・金融サービス業」の報告セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。ただし、撤退を決定した事業に関連する資産については、「投資・金融サービス業」から切り離し、独立した単位としてグルーピングしております。

③減損損失を認識するに至った経緯等

2023 年 3 月 31 日開催の取締役会において、将来的にマネパカード事業に係る業績の改善を図ることは困難であると判断し、本事業から 2023 年 9 月 29 日（予定）をもって撤退することを決定いたしました。

このため、マネパカード関連システムについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は、使用価値を使用しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

(3) 事業撤退損失引当金繰入額

当社は、マネパカード事業からの撤退（2023 年 9 月 29 日予定）に伴い発生する将来の損失に備えるため、合理的に見積り可能な損失額 108 百万円を計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 62,000 株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年11月15日 取締役会	普通 株式	122	1,980	2021年9月30日	2021年12月2日

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 62,000 株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 取締役会	普通 株式	122	1,980	2022年3月31日	2022年6月17日
2022年11月15日 取締役会	普通 株式	122	1,980	2022年9月30日	2022年11月30日

第 14 期 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)							第 15 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)						
②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発 生日が翌期となるもの							②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発 生日が翌期となるもの						
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通 株式	122	利益 剰余金	1,980	2022年3月31日	2022年6月17日	2023年6月16日 定時株主総会	普通 株式	297	利益 剰余金	4,800	2023年3月31日	2023年6月16日
6. 税効果会計に関する注記 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳							6. 税効果会計に関する注記 (1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳						
繰延税金資産							繰延税金資産						
未払事業税 17百万円							未払事業税 15百万円						
貸倒引当金 12百万円							貸倒引当金 5百万円						
賞与引当金 7百万円							賞与引当金 7百万円						
研究開発費 34百万円							研究開発費 20百万円						
減価償却超過額 49百万円							減価償却超過額 42百万円						
役員株式給付引当金 5百万円							役員株式給付引当金 8百万円						
その他 <u>20百万円</u>							減損損失 14百万円						
繰延税金資産小計 147百万円							事業撤退損失引当金 33百万円						
評価性引当額 <u>△5百万円</u>							その他 <u>20百万円</u>						
繰延税金資産合計 141百万円							繰延税金資産小計 167百万円						
							評価性引当額 <u>△8百万円</u>						
							繰延税金資産合計 159百万円						
							(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税 効果会計の会計処理						
							当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用して おります。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計 処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021 年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理 又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行 っております。						

<p style="text-align: center;">第 14 期 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)</p>	<p style="text-align: center;">第 15 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)</p>
<p>資産・負債を含んでおり、為替の変動リスクに晒されております。また、リース債務及び短期借入金は、主に金利の変動リスクに晒されております。</p> <p>預り金、受入保証金、リース債務、未払金、未払費用、短期借入金及び負債に計上される約定見返勘定は、流動性リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引については、評価損益に係る信用リスクや為替変動リスクに加えて、取引自体が為替ポジションを構成しており、これらは為替変動リスクに晒されております。</p> <p>③金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>当社は、金融商品に係るリスクの管理を、金融商品取引法第 46 条の 6 に定める自己資本規制比率の管理を基礎として実施しております。このため、信用リスク（取引先リスク）及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第 178 条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」（平成 19 年金融庁告示第 59 号）に基づき、毎営業日これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しております。また、リスク相当額については、社内規程においてこれらの限度枠を設定しており、財務担当部門は毎営業日リスク相当額を算出し、これが限度枠内に収まっていることを経営企画部門担当取締役へ報告するとともに、毎月末の自己資本規制比率の状況を取締役に報告することにより管理を行っております。</p> <p>一方、資金調達に係る流動性リスクについては、毎営業日のカウンターパーティとの差金決済を含めたカバー取引必要証拠金の状況及び顧客区分管理信託の元本追加／解約の状況を財務部門担当取締役へ報告するとともに、これらの 1 ヶ月間の推移や資金借入等の状況をリスク管理会議や取締役会に報告することにより管理を行っております。</p> <p>また、個々のリスク管理の取組状況等の詳細は、以下のとおりであります。</p> <p>(i) 信用リスクの管理</p> <p>当社は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に伴う信用リスクを管理するために、自動ロスカット制度を採用しております。これは、外国為替証拠金取引から生じる為替ポジションの評価損益であるトレーディング</p>	<p>③金融商品に係るリスク管理体制</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>(i) 信用リスクの管理</p> <p style="text-align: right;">同左</p>

<p style="text-align: center;">第 14 期 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)</p>	<p style="text-align: center;">第 15 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)</p>
<p>商品（デリバティブ取引）、未収もしくは未払のスワップである未収収益もしくは未払費用と預り証拠金である受入保証金を顧客毎に管理し、顧客の損失等により顧客が保有する為替ポジションに対してこれらの純額が一定の水準を下回ると自動的に為替ポジションを成り行き決済により清算するものであり、この制度により顧客に対する信用リスクが生じる可能性の低減を図っております。</p> <p>カバー取引に伴うトレーディング商品（デリバティブ取引）、約定見返勘定、短期差入保証金及びデリバティブ取引に係るカウンターパーティの信用リスクに対しては、一定の格付けを有する等の基準によりカウンターパーティを慎重に選定するとともに、信用状況等の変化をモニタリングすることによって管理を行っております。また、カバー取引を行うにあたって、差入保証金の一部を金融機関からの保証状で代用することにより、現金による差入保証金の金額を抑制し、信用リスクの低減を図っております。更に、カウンターパーティの信用状況に起因する出来事によりカバー取引を実施できない事態が発生するリスクを回避するために、カウンターパーティを複数選定することにより、信用リスクの分散を図っております。</p> <p>この他、長期差入保証金については、一定の格付けを有する先を差入先として選定し、相手方の信用状況等をモニタリングすることにより、信用リスクの管理を行っており、預金取引をはじめとする金融機関の信用リスクに対しては、資金の運用を短期間のものに限定することや取引金融機関の分散によりリスクの低減を図っております。</p> <p>(ii) 市場リスク（為替変動リスク）の管理</p> <p>当社の主たる業務である外国為替証拠金取引においては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションを、カウンターパーティとの間で行うカバー取引によってヘッジすることにより、為替変動リスクの管理を行っております。カバー取引によるヘッジは、社内規程に基づき実施され、毎営業日の最終時点での会社全体の為替ポジションの偏りをゼロとすることを義務付け、会社全</p>	<p>(ii) 市場リスク（為替変動リスク）の管理</p> <p>当社の主たる業務である外国為替証拠金取引においては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションを、カウンターパーティとの間で行うカバー取引によってヘッジすることにより、為替変動リスクの管理を行っております。カバー取引によるヘッジは、社内規程に基づき実施され、毎営業日の最終時点での会社全体の為替ポジションの偏りをゼロとすることを義務付け、会社全</p>

<p style="text-align: center;">第 14 期 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)</p>	<p style="text-align: center;">第 15 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)</p>
<p>体及びカバー取引実施担当者毎に一時的に保有できる為替ポジションの数量等に制限をかけることにより為替変動リスクの低減を図っております。また、これらの制限について、上記のリスク相当額の算出を通じての管理のほか、取引システムを通じてリアルタイムのモニタリングを実施しており、取引結果についても、カウンターパーティとの決済差金や残高の確認等を通じて二重のチェックを実施しております。</p> <p>デリバティブ取引以外の、外貨建資産・負債の為替変動リスクについては、財務担当部門が日次で会社全体の為替ポジションをモニタリングした上で、両替等の取引を通じてポジションの偏りを一定の範囲に収めるよう管理しております。</p> <p>なお、為替変動リスクに係るリスク相当額は、為替変動リスクに晒されている全ての資産、負債、デリバティブ取引について通貨ごとのネット・ポジションを算出し、その他のすべてのリスク変数を一定と仮定し、外国為替相場が対円で 8% 当社に対して不利に変動した場合の損失額として算出しており、当事業年度末における額は 14 百万円であります。</p> <p>この他、短期借入金の金利変動リスクについては、借入の期間を短期間に限定することによりリスクの管理を行っております。</p> <p>(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当社は、外国為替証拠金取引を行うにあたっての流動性リスクに対応するため、金融機関から借入の限度枠の設定を受けることにより一時的な資金需要への余力を確保するほか、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うにあたって必要となる差入保証金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく保証状により代用することによって、手許流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。</p> <p>④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額</p>	<p>体及びカバー取引実施担当者毎に一時的に保有できる為替ポジションの数量等に制限をかけることにより為替変動リスクの低減を図っております。また、これらの制限について、上記のリスク相当額の算出を通じての管理のほか、取引システムを通じてリアルタイムのモニタリングを実施しており、取引結果についても、カウンターパーティとの決済差金や残高の確認等を通じて二重のチェックを実施しております。</p> <p>デリバティブ取引以外の、外貨建資産・負債の為替変動リスクについては、財務担当部門が日次で会社全体の為替ポジションをモニタリングした上で、両替等の取引を通じてポジションの偏りを一定の範囲に収めるよう管理しております。</p> <p>なお、為替変動リスクに係るリスク相当額は、為替変動リスクに晒されている全ての資産、負債、デリバティブ取引について通貨ごとのネット・ポジションを算出し、その他のすべてのリスク変数を一定と仮定し、外国為替相場が対円で 8% 当社に対して不利に変動した場合の損失額として算出しており、当事業年度末における額は 12 百万円であります。</p> <p>この他、短期借入金の金利変動リスクについては、借入の期間を短期間に限定することによりリスクの管理を行っております。</p> <p>(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。</p> <p>「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバ</p>

第 14 期

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

が変動することがあります。

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
デリバティブ取引 (*1)	8,322	8,322	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、貸借対照表へは、トレーディング商品（デリバティブ取引）（資産勘定）に正味の債権 10,445 百万円を、トレーディング商品（デリバティブ取引）（負債勘定）に正味の債務 2,123 百万円を計上しております。

(*2) 現金・預金、預託金、短期差入保証金、受入保証金及び短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

イ. 通貨関連

取引の種類	契約額等		時価等		評価損益 (百万円)
	うち1年超 (百万円)		時価ベース の想定元本 (百万円) (*2)	評価額 (百万円)	
外国為替証拠金取引					
売建	167,150	—	163,159	3,991	3,991
買建	158,925	—	163,159	4,233	4,233
合計	—	—	—	8,225	8,225

(*1) 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

(*2) 時価ベースの想定元本は、外貨建の契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額であります。

第 15 期

(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)

タイプ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
デリバティブ取引 (*1)	10,406	10,406	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、貸借対照表へは、トレーディング商品（デリバティブ取引）（資産勘定）に正味の債権 12,048 百万円を、トレーディング商品（デリバティブ取引）（負債勘定）に正味の債務 1,641 百万円を計上しております。

(*2) 現金・預金、預託金、短期差入保証金、受入保証金及び短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

イ. 通貨関連

取引の種類	契約額等		時価等		評価損益 (百万円)
	うち1年超 (百万円)		時価ベース の想定元本 (百万円) (*2)	評価額 (百万円)	
外国為替証拠金取引					
売建	145,066	—	138,605	6,461	6,461
買建	134,814	—	138,605	3,790	3,790
合計	—	—	—	10,252	10,252

(*1) 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

(*2) 時価ベースの想定元本は、外貨建の契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額であります。

第 14 期

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

ロ. 商品関連

取引の種類	契約額等		時価等		評価損益 (百万円)
	うち1年超 (百万円)	時価ベース の想定元本 (百万円) (*2)	評価額 (百万円)		
商品 CFD 取引					
売建	2,325	—	2,352	△26	△26
買建	2,229	—	2,352	122	122
合計	—	—	—	95	95

(*1) 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

(*2) 時価ベースの想定元本は、外貨建の契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額であります。

② ヘッジ会計が適用されているもの
該当するものはありません。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 (百万円)
現金・預金	7,163	—
預託金	49,215	—
短期差入保証金	6,794	—
合計	63,175	—

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社マ ネーパート ナーズグル ープ	被所有 直接 100.0%	諸設備の利 用 資金の借入 経営指導 役員の兼任	事務所及び設 備等の賃貸	39	未収収益	0
				資金の借入	1,000	短期借入金	1,800
				支払利息	8	未払費用	9
				連結納税によ る個別帰属額	198	未払金	198
				経営指導料の 支払	471	未払費用	110
				被保証債務 (注3,4)	9,100	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾に対して連帯保証（極度額

第 15 期

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

ロ. 商品関連

取引の種類	契約額等		時価等		評価損益 (百万円)
	うち1年超 (百万円)	時価ベース の想定元本 (百万円) (*2)	評価額 (百万円)		
商品 CFD 取引					
売建	1,858	—	1,891	△33	△33
買建	1,707	—	1,891	184	184
合計	—	—	—	151	151

(*1) 時価の算定方法 事業年度末の直物相場により算定しております。

(*2) 時価ベースの想定元本は、外貨建の契約額に事業年度末の直物相場を乗じた金額であります。

② ヘッジ会計が適用されているもの
該当するものはありません。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 (百万円)
現金・預金	7,826	—
預託金	42,511	—
短期差入保証金	4,293	—
合計	54,631	—

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社マ ネーパート ナーズグル ープ	被所有 直接 100.0%	諸設備の利 用 資金の借入 経営指導 役員の兼任	事務所及び設 備等の賃貸	38	未収収益	1
				資金の借入	—	短期借入金	1,800
				支払利息	17	未払費用	1
				通算税効果額 の支払	119	未払金	119
				経営指導料の 支払	614	未払費用	67
				被保証債務 (注3,4)	10,700	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 当社の外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾に対して連帯保証（極度額

第 14 期 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)								第 15 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)							
7,100 百万円) を受けているものであります。なお、当該連帯保証に係る保証料等の支払はありません。								8,700 百万円) を受けているものであります。なお、当該連帯保証に係る保証料等の支払はありません。							
4. 金融機関との当座貸越契約による借入に対して連帯保証(極度額 2,000 百万円) を受けているものであります。なお、当該連帯保証に係る保証料等の支払はありません。								4. 金融機関との当座貸越契約による借入に対して連帯保証(極度額 2,000 百万円) を受けているものであります。なお、当該連帯保証に係る保証料等の支払はありません。							
(2) 兄弟会社等								(2) 兄弟会社等							
属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社マネーパートナーズソリューションズ	なし	諸設備の利用 ソフトウェアの開発等の委託	事務所及び設備等の賃貸 システム開発委託及び保守	36 1,130	未収収益 前受収益 未払金 未払費用	1 2 103 69	親会社の子会社	株式会社マネーパートナーズソリューションズ	なし	諸設備の利用 ソフトウェアの開発等の委託	事務所及び設備等の賃貸 システム開発委託及び保守	39 949	未収収益 前受収益 未払金 未払費用	1 2 75 69
取引条件及び取引条件の決定方針等								取引条件及び取引条件の決定方針等							
(注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。								(注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。							
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。								2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。							
9. 1 株当たり情報に関する注記								9. 1 株当たり情報に関する注記							
(1) 1 株当たり純資産額					173,205 円 15 銭			(1) 1 株当たり純資産額					179,144 円 33 銭		
(2) 1 株当たり当期純利益					8,568 円 75 銭			(2) 1 株当たり当期純利益					9,899 円 19 銭		

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(単位：百万円)

借入先の氏名又は名称	第14期 (2022 年 3 月 31 日)	第15期 (2023 年 3 月 31 日)
短期借入金		—
株式会社マネーパートナーズグループ	1,800	1,800
東京証券信用組合	800	—
株式会社みずほ銀行	500	—
株式会社三井住友銀行	500	—
株式会社きらぼし銀行	500	—

3. 保有する有価証券(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。)の取得価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

4. デリバティブ取引(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

5. 財務諸表に関する監査法人等による監査の有無

当社は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツより監査を受けております。

IV 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

(1) 内部管理の状況

当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を含む各種規程を網羅的に整備しており、各役職員が責任と権限を持って適正に業務を遂行しております。また、社長直属の組織として内部監査室を設置し内部牽制機能を強化しております。業務、組織、制度監査を中心に原則として半期に 1 度定期的な内部監査を実施し内部統制システムの充実に努めております。

また、当社は、親会社である株式会社マネーパートナーズグループが原則毎週 1 回開催するグループ各社取締役で構成するグループ経営会議において、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を行っております。更に、常設会議体としてコンプライアンス会議及びリスク管理会議を設置し月に 1 回以上開催しており、企業統治や法令遵守状況及びリスク管理の実態監視、危険防止のための社内啓蒙活動等につき情報共有を行い問題点への対策を協議しております。このほか、社外弁護士より適宜リスク対応等の助言を受けております。

(2) お客様からの苦情等

お客様からの相談及び苦情につきましては、チャットサービス、コールセンター及びお客様相談室において対応しております。当社に対するお客様のご意見、ご相談又は苦情につきましては、以下の問い合わせ窓口を設置しております。

【お問い合わせ窓口】

チャットサービス

受付時間：月曜日から金曜日 9：00 から 18：00（左記以外の時間はロボットの対応となります。）

コールセンター

受付時間：月曜日から金曜日 9：00 から 18：30

受付方法：電話（0120-860-894）またはEメール（info@moneypartners.co.jp）

お客様相談室

受付時間：月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）9：00 から 17：00

受付方法：電話（03-4540-3811）

2. 分別管理等の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

① 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項 目	第14期 (2022年3月31日)	第15期 (2023年3月31日)
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	475	1,402
期末日現在の顧客分別金信託額	600	1,600
期末日現在の顧客分別金必要額	460	1,396

② 有価証券の分別管理の状況

イ 保護預り等有価証券

有価証券の種類	第14期 (2022年3月31日)		第15期 (2023年3月31日)	
	国内有価証券	外国有価証券	国内有価証券	外国有価証券
株 券	230千株	一千株	307千株	一千株
債 券	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円
受益証券	0百万口	一百万口	0百万口	一百万口
新株予約権証券	一千個	一千個	一千個	一千個

ロ 受入保証金代用有価証券

該当事項はありません。

ハ 管理の状況

管理場所及び国名	管理方法	区 分	第14期 (2022年3月31日)		第15期 (2023年3月31日)	
			数・額面金額	単 位	数・額面金額	単 位
(株)証券保管振替機構 日本国	混蔵 管理	株 券	230	千株	307	千株
		債 券	—	百万円	—	百万円
		受益証券	0	百万口	0	百万口
		新株予約権 証券	—	千個	—	千個

③ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況

該当事項はありません。

(2) 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

① 商品顧客区分管理信託の状況

該当事項はありません。

② 有価証券の区分管理の状況

該当事項はありません。

(3) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況

① 法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理の状況

	管理の方法	当期末残高	前期末残高	内 訳
金 銭	金 銭 信 託	30,000百万円	30,000百万円	みずほ信託銀行(株)
	金 銭 信 託	8,730百万円	16,250百万円	(株)三井住友銀行
	金 銭 信 託	140百万円	90百万円	日証金信託銀行(株)
有 価 証 券 等	第三者による管理 (株券)	7,439千株	7,531千株	(株)証券保管振替機構
	第三者による管理 (受益証券)	0百万円	0百万円	(株)証券保管振替機構

② 法第43条の3第2項の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

V 連結子会社等の状況に関する事項

該当事項はありません。

以上